

平成29年第5回芦北町農業委員会総会議事録

・開催日時 平成29年5月12日（金）午前 9時30分

・閉会日時 平成29年5月12日（金）午前 10時17分

・開催場所 芦北町役場本庁舎 3階大会議室

・出席委員 21名

1番 宮島 正文	2番 浦川 敬次	3番 竹本 幸哉
4番 田口 宗一	5番 白畑 義美	6番 徳永 修一
7番 下山 國男	10番 才守 久	11番 平井 正宏
12番 阪口 修一	13番 立水 庄一	14番 小崎 良一
16番 蓑田 正志	17番 塚本 壽	18番 松原 茂喜
20番 村上 久廣	21番 田口 昭広	22番 牧 正徳
23番 岡本 辰男	24番 井川 輝征	25番 片山 幸弘

・欠席委員 4名

8番 一谷 代継	9番 宮原千代子	15番 草野 義雄
19番 坂口恵美子		

・農業委員会事務局職員 出席者

事務局長 告畑 一彦

事務局次長 川田 康幸 参事 白菊 大志

・議事

議案第17号 農地法第3条の規定による許可申請書審議について

議案第18号 農用地利用集積計画の審議について

議案第19号 農地法第2条第1項の規定による農地に該当するか否かの判断について

議案第20号 芦北町農地利用最適化推進委員候補者評価委員の任命について

報告第12号 農地法施行規則第53条の規定による届出について

報告第13号 農地法第18条第6項の規定による届出について

報告第14号 使用貸借権の合意解約の届出について

発言者	要 旨
告畑局長	皆さん、こんにちは。お忙しい中に御出席いただきありがとうございます。 それでは、「農業委員会等に関する法律」第27条第3項に規定してある過半数の出席委員を確認しましたので、只今から平成29年第5回芦北町農業委員会総会を開会いたします。 会議進行につきましては、会議規則第5条の規定により片山会長にお願いします。
片山会長	－会長挨拶省略－ それでは、早速、議案審議に入ります。 本日の、議事録署名委員は24番：「井川輝征」委員、1番：「宮島正文」委員にお願いします。 なお、8番「一谷」委員、9番「宮原」委員、15番「草野」委員、19番「坂口恵美子」委員から欠席の報告があがっておりますのでお知らせします。 それでは議事に入ります。 議案第17号「農地法第3条の規定による許可申請書審議について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
川田次長	議案第17号「農地法第3条の規定による許可申請書審議」について、農地法第3条の規定による許可申請書が下記のとおり提出されたので、本会の議決を求めるものです。 所有権移転の部1番、申請地及び譲渡人、譲受人の住所氏名は記載のとおりです。譲渡人事由は、「町外に移住しており、管理できないので、売り渡す」譲受人事由は、「自宅から近いので買い受け経営規模拡大を図る」となっています。合計耕作面積は、備考欄のとおりです。議案資料は、1ページから2ページになります。2ページをおねがいします。自宅のすぐ隣の農地になりまして、実際見てきたら耕作放棄地なのですが、他の場所を購入するのにここも一緒に購入してくれということで今回上がってきています。 2番、申請地及び譲渡人、譲受人の住所氏名は記載のとおりです。譲渡人事由は、「病気で管理できないので売り渡す」譲受人事由は、「自宅から近いので買い受け経営規模拡大を図る」となっています。合計耕作面積は、備考欄のとおりです。議案資料は、3ページから4ページになります。4ページをお願いします。上の方にゼンリンを載せてありますけれども、家はすぐ隣にあります。野菜を作付けするとの事です。 3番、申請地及び譲渡人、譲受人の住所氏名は記載のとおりです。譲渡人事由は、「人手不足で管理できないので、売り渡す。」譲受人事由は、「自宅から近

	いので、買い受け経営規模拡大を図る。」となっています。合計耕作面積は、備考欄のとおりです。議案資料は、5ページから6ページになります。6ページをご覧ください。現在も柿、梅、野菜を作付けされており、引き続き耕作するとの事です。 4番と5番は関連しておりまして、譲渡人が譲受人の親になりまして、4番が次男、5番が長男に贈与するとなっています。 4番、申請地及び譲渡人、譲受人の住所氏名は記載のとおりです。譲渡人事由は、「高齢で管理できないので、後継者に贈与する」譲受人事由は、「継続して、耕作管理する」となっています。合計耕作面積は、備考欄のとおりです。 5番、申請地及び譲渡人、譲受人の住所氏名は記載のとおりです。譲渡人事由は、「高齢で管理できないので、後継者に贈与する」譲受人事由は、「継続して、耕作管理する」となっています。合計耕作面積は、備考欄のとおりです。 議案第17号「所有権移転の部」1番から5番につきましては、「農地法第3条第2項各号」の不許可要件には該当しませんので、「許可相当」とであると判断します。以上です。
片山会長	事務局からの説明が終わりました。 現地確認を地元委員さんをお願いしておりますので、補足説明がございましたらお願いします。 所有権移転の部1番の案件を「8番の一谷委員」が欠席ですので、告畑事務局長に説明をお願いします。
告畑局長	それでは説明いたします。10日に一谷委員に立会っていただいて確認をしてまいりました。内容につきましては事務局の説明したとおりです。何ら問題ないと思います。よろしくお願いします。
片山会長	2番の案件を「11番の平井委員」に説明をお願いします。
平井委員	事務局の説明どおりでございまして、譲受人の宅地のすぐ前で、面積も47㎡で、何ら問題ないと思います。よろしくお願いします。
片山会長	3番の案件を「1番の宮島委員」に説明をお願いします。
宮島委員	ここは数年前から譲受人が管理をされておりました、譲り受けてくださいということでこの申請となりました。大根などを植えたいということです。問題ないと思います。
片山会長	4番・5番の案件を「21番の田口昭広委員」に説明をお願いします。
田口昭広委員	事務局から説明がありましたので、私からは付け加えることはありませんが、前回は経営移譲の再設定の事でしたが、親子間で贈与をするということで、皆様方の同意をよろしくお願いします。

片山会長	地元委員からの説明が終わりました。 議案第１７号につきまして、ご質疑ありませんか。 －「質疑なし」の声あり－ それでは採決を行ないます。 所有権移転の部１番の案件につきましてついて、ご異議ありませんか。 －「異議なし」の声あり－ 異議なしということですので、所有権移転の部１番については、原案のとおり決定しました。 ２番につきまして、ご異議ありませんか。 －「異議なし」の声あり－ 異議なしということですので、２番については、原案のとおり決定しました。 ３番につきまして、ご異議ありませんか。 －「異議なし」の声あり－ 異議なしということですので、３番については、原案のとおり決定しました。 ４番につきまして、ご異議ありませんか。 －「異議なし」の声あり－ 異議なしということですので、４番については、原案のとおり決定しました。 ５番につきまして、ご異議ありませんか。 －「異議なし」の声あり－ 異議なしということですので、５番については、原案のとおり決定しました。 次に議案第１８号「農地利用集積計画の審議について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。事務局より説明をお願いします。
川田次長	議案第１８号「農地利用集積計画の審議」について、農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定により、農用地利用集積計画が芦北町長から下記のとおり提出されたので、本会の議決を求めるものです。 賃貸借権設定の部、１番。申請地、賃貸人及び賃借人の住所氏名は記載のとおりです。作目は、水稻で、設定期間は、新規設定５年間。賃借料及び耕作面積は、備考欄のとおりです。 ２番。申請地、賃貸人及び賃借人の住所氏名は記載のとおりです。作目は、水稻で、設定期間は、新規設定１年間。賃借料及び耕作面積は、備考欄のとおりです。 ３番。申請地、賃貸人及び賃借人の住所氏名は記載のとおりです。作目は、水稻で、設定期間は、新規設定１年間。賃借料及び耕作面積は、備考欄のとおりです。

4 番。申請地、賃貸人及び賃借人の住所氏名は記載のとおりです。作目は、水稲で、設定期間は、新規設定 3 年間。賃借料及び耕作面積は、備考欄のとおりです。

5 番。申請地、賃貸人及び賃借人の住所氏名は記載のとおりです。作目は、果樹で、設定期間は、新規設定 10 年間。賃借料及び耕作面積は、備考欄のとおりです。

6 番。申請地、賃貸人及び賃借人の住所氏名は記載のとおりです。作目は、水稲と野菜で、設定期間は、再設定 3 年間。賃借料及び耕作面積は、備考欄のとおりです。

7 番。申請地、賃貸人及び賃借人の住所氏名は記載のとおりです。作目は、水稲で、設定期間は、再設定 5 年間。賃借料及び耕作面積は、備考欄のとおりです。

8 番。申請地、賃貸人及び賃借人の住所氏名は記載のとおりです。作目は、水稲で、設定期間は、再設定 5 年間。賃借料及び耕作面積は、備考欄のとおりです。

9 番。申請地、賃貸人及び賃借人の住所氏名は記載のとおりです。作目は、水稲で、設定期間は、再設定 5 年間。賃借料及び耕作面積は、備考欄のとおりです。

10 番。申請地、賃貸人及び賃借人の住所氏名は記載のとおりです。作目は、水稲で、設定期間は、再設定 3 年間。賃借料及び耕作面積は、備考欄のとおりです。

11 番。申請地、賃貸人及び賃借人の住所氏名は記載のとおりです。作目は、水稲で、設定期間は、再設定 3 年間。賃借料及び耕作面積は、備考欄のとおりです。

賃貸借権設定転貸の部 1 番。申請地、賃貸人及び賃借人の住所氏名は記載のとおりです。設定期間は、再設定 7 ヶ月間。

2 番。申請地、賃貸人及び賃借人の住所氏名は記載のとおりです。作目は、水稲で、設定期間は、再設定 7 ヶ月間。賃借料及び耕作面積は、備考欄のとおりです。

3 番。申請地、賃貸人及び賃借人の住所氏名は記載のとおりです。設定期間は、再設定 1 年間。

4 番。申請地、賃貸人及び賃借人の住所氏名は記載のとおりです。作目は、水稲で、設定期間は、再設定 1 年間。賃借料は、備考欄のとおりです。

使用貸借権設定の部、1 番。申請地、貸人及び借人の住所氏名は記載のとおり

	りです。作目は、水稻で、設定期間は、新規設定 5 年間。耕作面積は、備考欄のとおりです。 使用貸借権設定転貸の部、1 番。申請地、貸人及び借人の住所氏名は記載のとおりです。作目は、飼料用作物で、設定期間は、新規設定 5 年 10 ヶ月間。耕作面積は、備考欄のとおりです。 2 番。申請地、貸人及び借人の住所氏名は記載のとおりです。再設定 10 ヶ月間です。 3 番。申請地、貸人及び借人の住所氏名は記載のとおりです。作目は、水稻で、設定期間は、再設定 10 ヶ月間。耕作面積は、備考欄のとおりです。 4 番。申請地、貸人及び借人の住所氏名は記載のとおりです。作目は、水稻で、設定期間は、再設定 10 ヶ月間。耕作面積は、備考欄のとおりです。
片山会長	議案第 18 号につきまして、ご質疑ありませんか。 －「質疑なし」の声あり－ それでは採決を行ないます。 「賃貸借権設定の部」1 番につきまして、ご異議ありませんか。 －「異議なし」の声あり－ 異議なしということですので、1 番については、原案のとおり決定しました。 2 番につきまして、ご異議ありませんか。 －「異議なし」の声あり－ 異議なしということですので、2 番については、原案のとおり決定しました。 3 番につきまして、ご異議ありませんか。 －「異議なし」の声あり－ 異議なしということですので、3 番については、原案のとおり決定しました。 4 番につきまして、ご異議ありませんか。 －「異議なし」の声あり－ 異議なしということですので、4 番については、原案のとおり決定しました。 5 番につきまして、ご異議ありませんか。 －「異議なし」の声あり－ 異議なしということですので、5 番については、原案のとおり決定しました。 6 番につきまして、ご異議ありませんか。 －「異議なし」の声あり－ 異議なしということですので、6 番については、原案のとおり決定しました。 7 番につきまして、ご異議ありませんか。 －「異議なし」の声あり－

異議なしということですので、7番については、原案のとおり決定しました。
8番につきまして、ご異議ありませんか。

－「異議なし」の声あり－

異議なしということですので、8番については、原案のとおり決定しました。
9番につきまして、ご異議ありませんか。

－「異議なし」の声あり－

異議なしということですので、9番については、原案のとおり決定しました。
10番につきまして、ご異議ありませんか。

－「異議なし」の声あり－

異議なしということですので、10番については、原案のとおり決定しました。
11番につきまして、ご異議ありませんか。

－「異議なし」の声あり－

異議なしということですので、11番については、原案のとおり決定しました。
「賃貸借権設定の部（転貸）」1番につきまして、ご異議ありませんか。

－「異議なし」の声あり－

異議なしということですので、1番については、原案のとおり決定しました。
2番につきまして、ご異議ありませんか。

－「異議なし」の声あり－

異議なしということですので、2番については、原案のとおり決定しました。
3番につきまして、ご異議ありませんか。

－「異議なし」の声あり－

異議なしということですので、3番については、原案のとおり決定しました。
4番につきまして、ご異議ありませんか。

－「異議なし」の声あり－

異議なしということですので、4番については、原案のとおり決定しました。
次に「使用貸借権設定の部」1番につきましてですが、井川委員が関係しておりますので、退席をお願いします。

－井川委員退席－

それでは、採決を行います。「使用貸借権設定の部」1番につきまして、ご異議ありませんか。

－「異議なし」の声あり－

異議なしということですので、1番については、原案のとおり決定しました。

	－井川委員着席－ 次に「使用貸借権設定の部（転貸）」１番につきまして、ご異議ありませんか。 －「異議なし」の声あり－ 異議なしということですので、１番については、原案のとおり決定しました。 ２番につきまして、ご異議ありませんか。 －「異議なし」の声あり－ 異議なしということですので、２番については、原案のとおり決定しました。 ３番につきまして、ご異議ありませんか。 －「異議なし」の声あり－ 異議なしということですので、３番については、原案のとおり決定しました。 ４番につきまして、ご異議ありませんか。 －「異議なし」の声あり－ 異議なしということですので、４番については、原案のとおり決定しました。 次に議案第１９号「農地法第２条第１項の規定による農地に該当するか否かの判断について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
川田次長	議案第１９号「農地法第２条第１項の規定による農地に該当するか否かの判断について」農地法第２条第１項の規定による農地に該当するか否かの判断について本会の議決を求めるものです。 非農地判断の依頼がありましたので、２０日に竹本委員と現地確認をしてまいりました。１番から９番まで依頼がありましたが、４、５、６番については甘夏が作付けされており、廃園して１年程度ということで、非農地には該当しないということです。現地確認の判断としては、１、２、３番、７、８、９番が非農地判断をして適当であると判断しました。以上で説明を終わります。
片山会長	事務局からの説明が終わりました。 地元委員さんが現地確認を行っていますので、補足説明がありましたら説明を、３番の竹本委員にお願いいたします。
竹本委員	事務局からの説明のとおりです。１番を除くほかの農地については農振農用地に指定されておりますので、この制度のかかわりがどうなるか事務局で検討をよろしくお願いいたします。
片山会長	地元委員からの説明が終わりました。次長より補足説明いたします。
川田次長	農振農用地区域はだいぶ前は非農地判断はちょっとという県の意見もあったのですが、だいぶ変わってきて、県の意見として、農振農用地区域でも山のような状態であれば非農地判断していいと、但し農振部局と相談して農振農用地

	区域から除外できるかできないか判断してほしい、例えば農振区域があつて真中は除外できないので農振農用地の原野として残るという説明がありました。非農地判断してかまわないということになります。農振農用地の端の方は非農地判断したものは農振農用地の除外ができるという説明がありましたので報告しておきます。
片山会長	そういった時の固定資産税の関係はどうなりますか。
川田次長	税は畑も原野もほとんど変わりません。変わったとしても微々たるものですが、原野課税がないので原野は山林並みになるのかなと思います。
片山会長	議案第19号につきまして、ご質疑ありませんか。 14番小崎委員。
小崎委員	私の所にも放棄地があるわけですがけれども、両側が田んぼになっている所の苦情とかそういったのはどうなるのか、農業委員会からの通知はないのでしょうか。放棄地が猪の巣のようになっており、田んぼを荒される状況です。そのあたりをどのようにしたらいいのでしょうか。
片山会長	事務局より説明します。
川田次長	非農地判断についてはその場所限定で判断するのではなく、周りの状況を見て判断しますので、地元委員さんと事務局で確認をして、非農地判断すればほかの農地に影響が出るので、非農地判断せずに指導をするべきかなと考えております。
片山会長	鳥獣被害が出るということは、そこを草払いして整備しないことには被害の軽減にならないということですね。
小崎委員	そうですね。
片山会長	答えとしては指導するということですが、いかがでしょうか。
小崎委員	私も一度本人にあつて、改善するためには町からの補助もあるのでそれを利用したらどうかといったのですが、なかなかそれができない状況です。
片山会長	田んぼの持ち主の方の被害に対しての考えはどうか。
小崎委員	そのあたりは本人はどうか分かりませんが、隣の人をあそこは藪になっているからと言われていました。補助を受けて整備したらと話したのですが、なかなかそこまで行っておりません。
川田次長	これが現実的な問題だと思います。他にもそういう場所はいっぱいあります。例えば、ハウスを作つて一部だけ森林化しているという所もあります。そういう所は非農地判断できないのかなと思います。農業委員会としては皆様方で話し合つて、どうにか使えるようにしないといけないのかなというのが理想なのですが、私たちもそこまで指導できないので、このような状況になっている

	し、他の場所も同じような状況になっているのかなと思います。対応策として事務局から強くは言えませんが、農地として活用していただきたいというのが理想です。
小崎委員	県、町の補助を受けたらというようなことは言えるわけですが、それ以上のことは言えないので、農業委員会から通知をして草払いとかできないのかなと思います。
片山会長	耕作者の方が、農業ができないという実状だと思います。整備してくださいということを農業委員会からいただくのはどうでしょうか。
小崎委員	実は、以前みかん山にハウスを作られて途中でやめてしまいました。真ん中にハウスを建てて右側に自分の田んぼがあって、左が他の人の田んぼがあるところです。ハウスを建てたまま放置されたものですから、竹や木が生えたりして、ハウスを取り壊すのも難しい状態になっています。補助をもらって重機で整備したらどうかといったのですが、それ以上私が個人的にいうのは難しいと思ひまして、農業委員会から通知をしてもらうことはできないのかなと思います。
川田次長	事務局としては、他にも同じような案件があり、なぜそこだけに出すのかということになるので、出すにしても農業委員や会長から地域から要望が上がっているのかどうかできないかと、もう一度本人と話をするのが大事なのかなと思います。これは農業委員会事務局だけの問題ではなく、農業委員さんで話してどういう風にするのか話し合うべきだと思います。
片山会長	今の小崎委員の問題だけではなく、今後耕作者の高齢化で今後同じような問題が次から次に出てくるのかなと思います。強制的に農業委員がああしなさいと言えませんが、雑木とかあれば整備してくださいとそこまでいってほしいかなと思います。
白畑委員	いいですか。
片山会長	はい、5番白畑委員。
白畑委員	地元委員は特に言いにくいので、事務局が入っていただければと思います。地元委員は話しやすいように話しにくいので、できれば事務局が入っていただいて、十分検討をお願いします。
片山会長	勿論立ち入ったところまでは言えないと思いますが、一応地元の代表の委員さんですので、出来る範囲でご指導をしていただきたいと思います。よろしくお願いします。 6番徳永委員。
徳永委員	こういう判断を下した場合、登記上の手続きはしなければいけませんか。

白菊参事	個人さんで非農地通知を持って、通常より簡単に登記が変更できるようになっております。
片山会長	他に議案第１９号につきまして、ご質疑ありませんか。 －「質疑なし」の声あり－ それでは採決を行ないます。 議案第１９号につきまして、ご異議ありませんか。 －「異議なし」の声あり－ 異議なしということですので、議案第１９号については、原案のとおり決定しました。 次に議案第２０号「芦北町農地利用最適化推進委員候補者評価委員の任命について」を議案とします。事務局より説明をお願いします。
川田次長	議案第２０号「芦北町農地利用最適化推進委員候補者評価委員の任命について」。芦北町農地利用最適化推進委員候補者評価委員会要綱第３条の規定により、評価委員の任命について本会の議決を求めるものです。 先月も説明しましたが、農地利用最適化推進委員の候補者が上がっており、要綱に評価して農業委員会に報告するとなっておりますので、竹本委員、塚本委員、村上委員、一谷委員、蓑田委員が上がっておりますので、よろしくお願いします。
片山会長	事務局からの説明が終わりました。 議案第２０号につきまして、ご質疑ありませんか。 －「質疑なし」の声あり－ それでは採決を行ないます。 議案第２０号につきまして、ご異議ありませんか。 －「異議なし」の声あり－ 異議なしということですので、議案第２０号については、原案のとおり決定しました。 次に報告第１２号「農地法施行規則第５３条の規定による届出について」を報告とします。事務局より説明をお願いします。
川田次長	報告第１２号「農地法施行規則第５３条の規定による届出について」。農地法施行規則第５３条の規定による届出が下記のとおり提出されたので報告するものです。 土地の詳細、譲渡人は記載のとおりです。転用目的は農道で県の収用になります。異常で報告を終わります。
片山会長	事務局からの説明が終わりました。

	報告第１２号につきまして、ご質疑ありませんか。 －「質疑なし」の声あり－ 質疑なしということですので、報告第１２号については、これで終わります。 次に報告第１３号「農地法第１８条第６項の規定による届出について」を報告とします。事務局より説明をお願いします。
川田次長	報告第１３号「農地法第１８条第６項の規定による届出について」。農地法第１８条第６項の規定による届出が下記のとおり提出されたので報告するものです。 土地の詳細、賃貸人、賃借人の住所氏名については記載のとおりです。事由は合意による解約となっております。以上です。
片山会長	事務局からの説明が終わりました。 報告第１３号につきまして、ご質疑ありませんか。 －「質疑なし」の声あり－ 質疑なしということですので、報告第１３号については、これで終わります。 次に報告第１４号「農地使用貸借権の合意解約の届出について」を報告とします。事務局より説明をお願いします。
川田次長	報告第１４号「農地使用貸借権の合意解約の届出について」。農地使用貸借権の合意解約の届出が下記のとおり提出されたので報告するものです。 土地の詳細、貸人、借人の住所氏名については記載のとおりです。事由は合意による解約となっております。以上です。
片山会長	報告第１４号につきまして、ご質疑ありませんか。 －「質疑なし」の声あり－ 質疑なしということですので、報告第１４号については、これで終わります。 これで、本日の議案・報告について審議は終わります。 引き続き、その他の連絡事項に入ります。 (１) 芦北町農地利用最適化推進委員候補者評価委員会について (２) 農業委員研修旅行について (３) 積立金について